

平成 30 年 宜野湾市教育委員会第 7 回会議録

教育長 知念春美

教育委員 平良明子

開催日時：平成 30 年 5 月 23 日 開会 13：30 閉会 15：30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、大城進教育長職務代理者、諸喜田徹委員、  
平良明子委員、石川正信委員

出席職員

【教育部】教育部長 比嘉透、教育部次長 桃原忍子

(総務課) 教育企画係長 城間香代子、総務係長 上原利紀

教育企画係 主事 宮竹紗弓

(生涯学習課) 生涯学習課長 島袋喜美恵、社会教育係長 前底悦子、

中央公民館公民館係長 瀬崎正敏

(文化課) 文化課長 比嘉洋、文化財整備係長 仲村健、市立博物館学芸係長 平敷兼哉

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 崎間賢

議事日程

議案第 11 号 宜野湾市社会教育関係団体育成補助金交付要綱の制定について

議案第 12 号 宜野湾市無形文化財等の保存継承補助金交付要綱の制定について

議案第 13 号 宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について

議案第 14 号 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について

議案第 15 号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 16 号 宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について

議案第 17 号 宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について

報告事項

①普天間第二小学校の工作物等に係る進捗について

②全国学力学習調査結果 (W e b) について

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数に達しております。ただいまから、平成30年第7回宜野湾市教育委員会定例会を開会いたします。本日審議します案件は7件となっております。本日の会議録署名人は平良教育委員を指名したいと思っております。よろしくお願いたします。なお、第4回目以降の会議録につきましては、準備中のため、次回以降にご承認いただきたいと思います。それでは審議に入ります前に、教育長諸般の報告を行います。

---

(教育長諸般の報告) 4月20日(金)、「第2回しまくとぅば講師養成プログラム検討会議」に出席いたしました。翌日4月21日(土)、「2018年ぎのわんトロピカルビーチ開き安全祈願祭オープニングセレモニー」に出席、同日、「平成30年宜野湾市婦人連合会定期総会及び懇親会」に出席し、挨拶いたしました。23日(月)、沖縄県教職員組合中頭支部の委員長等がお見えになりまして、「教員の働き方改革について」の取組等について説明をいたしました。本市の取組に納得された様子でございました。同日、「宜野湾市体育協会平成30年定期総会」に出席いたしました。25日(水)、県立総合教育センターの関係者が来訪されまして、「移動おもしろ科学教室」の開催について案内をされました。これについては、宜野湾市で開催することになっております。同日、「宜野湾市青少年健全育成協議会 第44回定期総会」に出席いたしました。26日(木)、「平成30年度宜野湾市教育情報化推進委員会 委嘱状交付式及び第1回推進委員会」に出席いたしました。27日(金)、宜野湾市文化協会の「平成30年度各賞受賞報告会及び懇親会」にて挨拶を行っております。翌日28日(土)、「我如古区婦人会サングワチャー(豊年祭)」に出席し、挨拶いたしました。飛びまして、5月7日(月)、「2017年度TOFUプログラム～米国で沖縄の未来を考える～報告会」について、外務省の職員等が来訪されました。同日、クォーターリーミーティングに出席いたしました。8日(火)から9日(水)、「第63回沖縄県市町村教育委員会連合会定期総会研修会」が宮古島市であり、教育委員4名とともに参加いたしました。11日(金)、「宜野湾市定例校長会」に出席、同日、「平成30年度点検評価会議①(内部ヒアリング)」を教育委員の皆さんと行いました。13日(日)、「沖縄JAZZ協会定期総会の懇親会」があり、挨拶いたしました。14日(月)、「宜野湾市更生保護女性会 定期総会及び懇親会」に出席いたしました。15日(火)、「平成30年度 地域学校協働活動推進員委嘱状交付式」を行いました。16日(水)から19日(土)、「全国都市教育長協議会第2回理事会、定期総会・研究大会」が岩手県一関市で行われ、出席してまいりました。19日(土)は、「防災教育特別研修」が岩手県陸前高田市であり、そちらにも参加いたしました。同日、「平成30年度 宜野湾市PTA連合会定期総会」には、比嘉教育部長に代理出席をして頂きました。20日(日)、「防衛省沖縄防衛局 牧港補給地区返還式典・祝賀会」に出席いたしました。21日(月)、「平成30年度点検評価会議②(内部ヒアリング)」を行いました。同日、「第1回6月市議会定例会与党議案調整会議」に出席いたしました。22日(火)、「宜野湾市教育委員会学校計画訪問」として、宜野湾中学校の授業等を見てまいりました。同日の午後、「第3回しまくとぅば講師養成プログラム検討委員会」に出席いたしました。そして、本日23日(水)、「教職員評価システム面談①」を行い、午後からは、「平成30年宜野湾市第7回定例教育委員会」会議であります。それから、「厦門留学生審査委員会」に審査委員として出席いたします。また、その後は「平成30年宜野湾市商工会 第27回通常総代会懇親会」に出席いたします。

以上が、教育長の諸般の報告でございます。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。日程1議案第11号「宜野湾市社会教育関係団体育成補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは議案書の1頁をお開き下さい。

議案第11号 宜野湾市社会教育関係団体育成補助金交付要綱の制定について

宜野湾市社会教育関係団体育成補助金交付要綱を次のように制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年5月23日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございますが、宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱の告示を踏まえ教育委員会において、本市の社会教育の振興及び関係団体の育成を図るため、補助金交付要綱を制定する必要があるためでございます。補足としまして、これまで本市において各種団体に対し交付する補助金は、「宜野湾市公共団体育成補助金交付規程」に基づき交付されておりました。この規程は昭和39年に制定され、現状の事務に対応していない部分があったため平成30年3月に、補助金の交付事務が効率的に行えるよう、これまでの規程を廃止し、新たに「宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱」の制定をおこなっております。教育委員会におきましても、「宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱」を準用し、社会教育関係各種団体へ補助金を交付するため、この度の案件上程となっております。

それでは、2頁をお開き下さい。宜野湾市社会教育関係団体育成補助金交付要綱案でございます。第1条からご説明させていただきます。第1条 趣旨でございます。宜野湾市の社会教育の振興を図ることを目的に各種関係団体に対し、補助金を交付するため必要な事項を定めております。第2条 補助金交付対象団体でございます。補助を行うことができる対象団体について、第1号から第6号に定めております。現在、本市教育委員会では9つの団体、市内13校の小・中学校PTAを合わせ、22の団体が補助の対象団体となっております。第3条 補助金対象事業でございます。第1号から第4号に掲げる事業を対象としております。例えば市PTA連合会が開催しております会員の資質向上を目指した研究大会や、市婦人連合会や市青少年健全育成協議会が発行しております機関誌の作成といった対象事業を定めた条項となっております。第4条 補助金の額。補助金の額については予算の範囲内において教育長が定める額とする、ことを定めているところでございます。第5条 手続き。補助金の交付に係る事務手続きについては、首長部局が定めた「宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱」を準用することを定めております。第6条 その他としまして、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定めることとしております。3頁をお開きください。附則でございます。附則 この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。以上、議案第11号「宜野湾市社会教育関係団体育成補助金交付要綱案」の説明でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○知念春美 教育長 では本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 地域の振興が叫ばれている現代の中で、教育委員会が社会教育に関する事業に対し、必要な援助を行うことは重要です。補助金に関しては、社会教育法第11条でも当然規定されております。そこで質問ですが、その他の条項の中で、「補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める」、とあります。今日、新しい委員の推薦も上がっておりますが、この社会教育

委員が、具体的に会議の中で補助金に関して審議する、つまりこの段階でこの団体に交付しますというような、そういう仕組みはありますか。実際に社会教育法第13条で、地方公共団体にあつては、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて、補助金を交付するとあります。今までも実際にされていたかと思えますけれども、せつかくの機会で、社会教育委員も新しくなりますので、委員の方々にそのような意識を持たすという意味でも、このあたりは取り組んで頂きたいと思えます。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 社会教育法第13条の規定によって、社会教育関係団体に係る補助金の交付に関しては、教育委員会は社会教育委員の意見を聴かなければならない、とございます。事務手順においてはそのような形で進めてまいりたいと考えております。今回は、事務を執行する上での規程、要綱でございますので、今後はこういった整備も必要になってこようかと思えます。そういうことも踏まえて、今後、社会教育委員の意見を聴いていきたいと考えております。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 よろしくお願ひします。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。では、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思えますがご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市社会教育関係団体育成補助金交付要綱の制定について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程1議案第11号を終了いたします。続きまして、日程2議案第12号「宜野湾市無形文化財等の保存継承補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 お手元の議案書4頁をお開き下さい。

議案第12号 宜野湾市無形文化財等の保存継承補助金交付要綱の制定について

宜野湾市無形文化財等の保存継承補助金交付要綱を次のように制定したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成30年5月23日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございます。宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱の告示を踏まえ、教育委員会において、本市の無形文化財等を保持する団体等が文化財の保存、継承を図るため補助金交付要綱を制定する必要があるためでございます。補足としまして、無形文化財等とは、三線や舞踏などの芸能、工芸技術など芸術性の高い無形文化財と、年中行事、祭祀や踊りなど一般の方々の間に保存伝承されてきた無形民俗文化財の意味でございます。本市の主な無形文化財には、「我如古スンサーミー」、「大謝名の獅子舞」、「普天間の獅子舞」、「大山の綱引き」、「真志喜の綱引き」、「野嵩ちなひちもうい」の6つの団体があり、これら行事などを行う際の費用に対し、議案第11号同様、「宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱」を準用し、補助をおこなうための要綱となります。

それでは、5頁をお願いします。宜野湾市無形文化財等の保存継承補助金交付要綱案でございます。第1条 趣旨でございます。宜野湾市内の無形文化財等のうち、宜野湾市にとって重要なものを将来にわたり継承・普及を図ることを目的に、補助金を交付する事に関し必要な事項を定めております。第2条 補助金交付対象でございます。第2条第1項第1号は、宜野湾市文化財保護条例の規定に基づき、指定もしくは答申により選択された無形文化財等が補助の対象となることを規定しております。第2号は、宜野湾市の地域で育まれた無形文化財等で、補助が必要と認められた無形文化財等を補助の対象とします。第2条第2項では、無形文化財等を行う際の費用を補助できるのは、対象文化財を保持する個人若しくは団体とすると定めています。第3条 補助金の額については、予算の範囲内において教育長が定める額とすることを定めています。第4条 手続きでございます。補助金の交付に係る事務手続きについては、首長部局で定めた「宜野湾市各種団体育成補助金交付要綱」を準用することを定めています。第5条 その他。この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。附則でございます。附則、この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。以上、議案第12号 宜野湾市無形文化財等の保存継承補助金交付要綱案のご説明でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 この補助金の執行にあたって、教育委員会の事務局から直接交付するのか、それとも、ある委員会を通して交付するのか。どのような形を考えておられるでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 この関連支出行為は担当部署のほうからです。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。諸喜田委員。

○諸喜田徹 委員 これまでも、この無形文化財に対する補助金はあったのですか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 先ほどの議案第11号でもご説明させていただきましたが、これまでは、本市の各種団体補助金交付規程を教育委員会にも準用して、各種団体に補助金の支出をしておりました。ところが、今まで宜野湾市の補助金交付を準用し支出をしていたのが、現状の事務に見合わないということで、宜野湾市の規程が今年の3月に廃止されました。廃止され、本市が種々の例規を整備したところ、教育委員会としても新たに補助金を支出する根拠を定めなければいならないということで、今回の制定に至ったわけでありまして。そのような趣旨でございます。

○諸喜田徹 委員 わかりました。ありがとうございました。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市無形文化財等の保存継承補助金交付要綱の制定について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて、日程2議案第12号を終了いたします。続きまして、日程3議案第13号「宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは議案書の6頁をお開きください。

議案第13号 宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について

別紙の者を宜野湾市社会教育委員に任命又は委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年5月23日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございますが、宜野湾市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項及び宜野湾市社会教育委員に関する条例第3条の規定により、任命又は委嘱する必要があるためでございます。議案の関連資料としまして、黄色い表紙の新旧対照表1頁には「宜野湾市社会教育委員の新旧対照の名簿」を添付してございますので、併せてご参照頂きたいと存じます。それでは、7頁の別紙をお願いします。宜野湾市社会教育委員名簿案でございます。社会教育委員は、宜野湾市社会教育委員に関する条例第4条の規定により、委員定員が8名以内となっております。委員の選任基準としまして、宜野湾市社会教育委員に関する条例第3条及び、文部科学省生涯学習局長通知等により、社会教育に関心と熱意を有する者で、比較的年齢の若い人や女性の登用に留意するとともに、地域の実情に応じ、民間教育事業者、マスコミ関係者、大学等関係者、企業関係者、ボランティア活動関係者等広く各分野から選任する、とされております。社会教育委員の委嘱期間は、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2カ年でございます。それでは、名簿案の順に氏名、所属団体等の名称、専門分野等を沿ってご説明申し上げます。先ず、お一人目の宮城政一様は、前回から引き続き再任の推薦でございます。選出区分は学識経験者として推薦してございます。次にお二人目の多和田文子様は、新任となっております。多和田様におかれましては、県教育委員会が推進している「家～なれ～運動」の普及や、人権擁護活動、発達に課題を抱える児童の支援に取り組む等、多岐に亘るご活躍から、学識経験者として推薦してございます。次に三人目の新垣真弓様は、嘉数小学校PTA事務を務めております。「放課後子ども教室」の立ち上げや、「地域学校協働活動推進員」として社会教育活動の実践に力を注がれており、社会教育関係者として推薦してございます。四人目、盛長健様は、本市の市民協働推進課が主催である「ぎのわん地域づくり塾」の第1期生でございます。具体的な活動としまして、「ぎのわん情報発信アプリ」を開発し、地域に根差した情報発信を行っており、新任の社会教育関係者として推薦してございます。五人目以降の委員につきましては、社会教育の関連団体として充て職で選出してございます。五人目の前田美恵子様は、宜野湾市婦人連合会の会長であり、社会教育関係者として新任の選出でございます。六人目の藤波潔様は、宜野湾市PTA連合会の会長であり、再任でございます。選出区分は、家庭教育関係者でございます。次に青色の表紙、「別冊議案資料」をご準備ください。1頁に「平成30年度 宜野湾市校務研究会校長部会役割分担表」を添付しております。④の大謝名小学校をご覧ください。七人目の早田実様は、大謝名小学校の校長でございます。学校教育関係者として宜野湾市校務研究会からの選出でございます。八人目の渡名喜庸松様は、普天間3区自治会の会長であり、社会教育関係者として選出でございます。以上が、議案第13号

「宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について」のご説明になります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 新旧対照表の渡名喜庸松様の会長というのは、どういった会長ですか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 普天間三区の自治会長ということです。充て職でございます。自治会長の会長は、別の方で、渡名喜さんは、普天間三区の自治会長ということでございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。

○平良明子 委員 社会教育委員名簿の2番目にあります多和田文子様ですが、所属団体のところに宜野湾市立志真志小学校とあります。これは志真志小学校の元校長先生という理解でよろしいですか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 その通りでございます。

○知念春美 教育長 平良委員。

○平良明子 委員 それで、現職が株式会社アイキッズの児童発達支援管理責任者ということでよろしいですか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 その通りでございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 社会教育委員も、基本的に公的委員です。委員の委嘱については、この条例に載っているとおり、任期はまずは2年であること、その上で再任もまたできるということです。そのような条例に則って運営されるわけですが、しかし一方で、極端に任期が長いとか、1人で3つくらい委員を兼ねているとか、そういったことはないですか。この条例の基本に則って、委員というのは、循環しているからこそ、我々もここにおれるわけです。広くあまねく人材を登用して育成するという視点もまた大事です。したがって、そう考えた時に、今回の1頁のところであらう挙がってきている委員というのは、それなりに調整された上でのことであると、私は考えております。改めて質問します。委員の長年の委嘱については、これまで私が述べたとおり、やはりそのような考えをも吟味した上での推薦と考えてよろしいでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 今回8名の委員の中で、6名が新任ということになってございます。現在その継続されている方は、1番とそれから6番でございます。1番の委員につきましては、先ほどもご説明させていただきましたけれども、元高等学校長で学校教育関係はもとより、宜野湾市立中央公民館長も歴任、さらに宜野湾大綱引きの復活、うちな一ぐちの普及にもご尽力されております。社会教育関係の見識は深いということで、この度も、学識経験者として推薦させていただいているということになります。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 そういう認識に立って、推薦された委員は、必要である、とても良いということでしたら、それでよろしいかと思えます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。では、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市社会教育委員の任命又は委嘱について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 3 議案第 13 号を終了いたします。続きまして、日程 4 議案第 14 号「宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 議案書 8 頁をお開きください。

議案第 14 号 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について

別紙の者を宜野湾市立中央公民館運営審議会委員に任命又は委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第 2 条第 11 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 30 年 5 月 23 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例第 4 条第 2 項及び宜野湾市立中央公民館運営審議会規則第 3 条の規定により、委員を任命又は委嘱する必要があるためでございます。議案の関連資料としまして、議案第 13 号と同様に、黄色い表紙の新旧対照表 2 頁に新旧対照の名簿を添付してございます。議案書の 9 頁をお願いいたします。宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の名簿案でございます。宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の第 4 条第 3 項の規定により委員の定数は 12 名以内となっております。同条第 4 項には委員の任期が 2 年と定められており、委嘱期間としましては、平成 30 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの任期となります。今回推薦しております 12 名中、1 人目の多和田様、6 人目の崎山様 2 名が再任となっております。それでは、名簿案の順に氏名、所属団体等の名称、専門分野などの推薦理由等を沿ってご説明申し上げます。それではお一人目です、多和田文子様は、志真志小学校の元校長であり、現在、中頭地区の家庭教育支援アドバイザーや、株式会社アイキッズの児童発達支援管理責任者をされるなど、精力的に活動されております。中央公民館運営審議会の経験者でもあり、学校教育と社会教育の経験が豊富なことから、再任の推薦をしております。お二人目の背戸博史様は、琉球大学地域連携推進機構 生涯学習推進部門の教授でございます。生涯学習施策についての論文や、著書『生涯学習-多様化する自治体施策』など数多く執筆をされております。生涯学習に関する学識経験者としてご意見をいただきたく推薦しております。三人目の又吉直正様、四人目の加納貢様は、学校教育関係者として宜野湾市校務研究会からの選出でございます。五人目の宮園峰子様は、宜野湾市婦人連合会の副会長で新任となります。選出区分は社会教育関係者としての選出となります。六人目、崎山和子様でございます。宜野湾市青少年健全育成協議会の事務局長でございます。選出区分は共に家庭教育関係者としての選出となります。八人目は、新城清子様でございます。野嵩 2 区の自治会長でございます。選出区分は社会教育となります。野嵩 2 区で



は、自治公民館講座や社会教育学級を毎年実施しており、昨年度の生涯学習フェスティバルでは、民踊サークルで舞台発表を行うなど、中央公民館の事業にも積極的に参加されているため、推薦させていただきました。九人目は、本永静江様でございます。平成30年度宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会の会長であり、宜野湾市婦人連合会や沖縄県婦人連合会、民生委員等にも精力的に関わっていらっしゃいます。選出区分は、社会教育関係者となります。十人目は、照屋彰様でございます。宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会からの推薦でございます。嘉数小学校のクラブ活動において将棋を教えていただいております、『宜野湾市子ども将棋サークル』の代表をしております。十一人目の山内淳子様、十二人目の千木良芳範様は、市民図書館と市立博物館の館長でございます。中央公民館と同様に図書館、博物館においても、市民講座等を実施しており、今後もさらに連携を図っていく必要がございますため、社会教育関係者として推薦でございます。以上が、議案第14号 宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱についてのご説明となります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。石川委員。

○石川正信 委員 委員の定数が12人になるということで、今回と前回は10名、今度からは12名という、多くの委員が幅広く活動していると思いますので、大変よろしいなと感じました。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 中央公民館運営審議会委員の名簿がありますが、その下に規則が載っています。その中の、今日の委員の委嘱に関するところの取り決め条項を見たところで、中央公民館の条項だけが、「再任することができる」という規定がありません。他の規則等には、あります。委員の任期と再任というものは、だいたいセットであると私の考えではあります。恣意的な解釈等を許さないという意味でも、これらはとても大事な条項だと思っております。深読みをする人はあまりいないと思いますが、「再任することができる」という規定がないことに、何か意味がありますか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 特に他意はございません。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 よろしいです。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。大城委員。

○大城進 委員 やはり、広くあまねく委員は選出した方がよいという方針がありましたよね。そこで今回、一人の方が重複しています。一つ前の議案の、社会教育委員のところと、今回の推薦者が一人重複しています。これは重複してでも必要という、何らかの意見があればお聞きしたい。

○知念春美 教育長 中央公民館公民館係長、お願いします。

○瀬崎正敏 中央公民館公民館係長 参考になっている「生涯学習社会教育行政必携」の中に、社会教育委員及び同委員の会議の活性化について、ということがありまして、その中にも社会教育委員の会議は必要に応じて各社会教育施設に置かれる諮問機関等と連絡・調整を図るなど、社会教育の総合的、効果的な推進に取り組むこと、というのが書かれています。社会教育委員が会議で議論したこと等を、中央公民館運営審議会委員として、またそこに持ち込んでいくことで、

連携に繋がると考えています。このような連携を図るために、今回重複させていただいております。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。

○平良明子 委員 今、先ほどの大城委員の話にも少し関連しますが、今回と、前回の任期の委員10人から12人に増えたと、定数12人いっぱいの中で、決めて頂いたのも、とても嬉しいことです。先ほどのご説明で多和田文子様は、社会教育委員としての立場ということで入られている、というご回答いただきまして、納得しました。一方で教育委員会の職員が入ることもありますか。また、こちらの運営審議会委員の、審議会の事務局はどちらになっておりますか。その辺りの事務局は教育委員会の生涯学習課であったりするのですか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 事務局につきましては、教育部生涯学習課になります。それから、職員が委員に当てはまることあるか、ということですが、それについてはございません。

○知念春美 教育長 他にありますか。それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市立中央公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程4議案第14号を終了いたします。休憩いたします。

---

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程5議案第15号「宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 お手元の議案書の10頁をお開きください。

議案第15号 宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について

別紙の者を宜野湾市文化財保護審議会委員に委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年5月23日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美。

提案理由でございます。宜野湾市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市文化財保護条例第4条第2項の規定により、委員を委嘱する必要があるためでございます。11頁をお願いいたします。宜野湾市文化財保護審議会委員の名簿案でございます。委嘱期間としましては、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年の任期となります。委員は宜野湾市文化財保護条例の第4条第2項の規定に基づき、委員定数10名の予定でございます。文化財保護審議会委員の選考基準としましては、各分野における学識経験者で、実績ある方々を委嘱しております。文化財の指定、登録に関しましては、他市町村での事例や、市内の各文化財に関する事情等も熟知しておられる点も踏まえ、選考をしております。

それでは、選考委員について、氏名、所属団体等の名称、専門分野などを名簿案の順に沿ってご説明いたします。また、議案の関連資料としまして、文化財保護審議会委員の新旧対照の名簿を3頁に添付してございますので、併せてご参照頂きたいと思っております。まずお一人目です。赤嶺政信様は、琉球大学法文学部教授で、民俗学を専門としております。久高島のイザイホーを初めとした沖縄の儀式や、行事に関する研究で著名な赤嶺様の助言を頂きたいと考えており、再任の推薦をしております。お二人目の新垣義夫様は、普天満宮の宮司で、選出区分は芸能でございます。『宜野湾市史』等に多く執筆をされ、年中行事や拝所や洞窟にも造詣が深い方です。現在、普天間まちづくり事業で委員を務められていることもあり、多くの助言を得られると考え、再任の推薦をしております。三人目の池田榮史様は、琉球大学法文学部の教授でございます。選出区分は、考古学になります。沖縄県、九州各地の考古学に幅広く精通しており、西普天間住宅地区や、今後、普天間飛行場の跡地における埋蔵文化財等の発掘調査についての助言を頂くため、再任の推薦をしております。四人目の大城逸朗様は、おきなわ石の会の会長で、選出区分は地質学になります。今後、「大謝名メヌカー」などの湧泉の整備が控えており、湧泉は地質学と密接に関係していること、また、本市以外でも文化財保護審議会委員を務められ、他市町村の動向等にも非常に詳しいことから、多くの助言を頂けると考えております。五人目の、恩河 尚様は、選出区分は歴史学で沖縄国際大学非常勤講師でございます。長年、『沖縄市史』を担当され、『宜野湾市史』も執筆されており、本市とも関わりの深い先生でもあるため、推薦をしております。六人目の、崎浜 靖様は、沖縄国際大学 経済学部教授でございます。地理学に関する選出区分となります。

『ぎのわんの地名』の市史刊行物において、専門委員として宜野湾市内の各地域を調査頂きました。また、文化課が開催しております「イガルーシマ文化財講座」では、野外講座に講師として参加して頂いております。七人目は波平エリ子様です。沖縄女子短期大学の准教授であり、「トートーメー」に関する講演を数多くされ、民俗学以外でも軽便鉄道にも造詣が深く、地域の文化財を核に様々な取り組みを行っておられるなど、多角的な視点でご意見を頂けるため、再任の推薦となっております。八人目の比嘉 悦子様です。選出区分は民族音楽で、沖縄県の文化財保護審議会委員も務められております。本市指定文化財である「我如古スンサーミー」の調査をされ、『村芝居』、『ぎのわんの綱引き』などの市史刊行物の専門委員もされており、県の動向等も踏まえた指導・助言を受けたいと考えております。九人目は福島駿介様です。琉球大学 工学部名誉教授でございます。選出区分は建築学で、『沖縄の石造文化』を出版されており、県内の石造建造物に造詣が深い方です。「大謝名メヌカー」や「野嵩クシヌカー」など今後湧泉の修復もございますので、再任の推薦をさせて頂いております。最後の十人目は、宮城弘樹様です。沖縄国際大学の講師でございます。選出区分は考古学としての選考です。講師となる前は、今帰仁村職員として城跡整備や埋蔵文化財の発掘調査をされるなど実務経験が豊富であり、新任の推薦をさせて頂きました。以上が議案第15号「宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について」の説明になります。ご審議の程よろしくお願いたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。諸喜田委員。

○諸喜田徹 委員 1番の赤嶺先生、3番の池田先生は、現職の教授ですか。9番の先生は名誉教授になられていますけれども、1番と3番の方も14年から関わっておられますので、名誉教授じゃないかな、と思うのですが。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 1番と3番の委員につきましては、現職の教授ということです。

○知念春美 教育長 諸喜田委員。

○諸喜田徹 委員 先ほどの公民館審議委員や社会教育委員はがらっと変わったのですが、今回、こちら宜野湾市文化財保護審議会委員は1人しか新任がおりません。そこで、委嘱年度を確認したら、昔からされている方が多くて、このような実際の実務をされている方々で、新しい先生方を招聘したい、という意識はございませんか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 本市教育部文化課におきましては、今後、「大山・真志喜の大綱引き」や「野嵩ちなひちもうい」を指定文化財としていきたいと考えております。また、平成30年度より「普天間飛行場周辺まちづくり事業」において、沖縄平和祈念像原型の保存及び展示に係る業務が新規に加わるなど、文化財等の整備が目白押しとなっております。更に西普天間住宅地区跡地の区画整理事業や公営墓地建設に伴う文化財調査、並びに今後返還が予想される普天間飛行場の調査に関しても本市の実情を把握している方々の知見を活用することで、埋蔵文化財等の調査業務が円滑に行えるよう、今回再任が多くなっている理由とさせていただきたいと思っております。

○知念春美 教育長 大城委員。

○大城進 委員 教育委員会としての主体性がきちんと確保されていることと、今回の委員の中でお一人だけ、新任の方が入っているのは良いことだと思います。新しい風が吹く、入れるためにも基本的には要綱通りいったほうが良いと思いますが、今回については、説明があった通り、教育委員会としてこれは必要であるという強い認識に立って委嘱をお願いしたと、思いますけど、よろしいでしょうか。

○知念春美 教育長 教育部長。

○比嘉透 教育部長 大城委員のおっしゃる通り、教育委員会文化課としても、委員の皆様のご助言をいただきながらこれからも邁進していきたい、という考え方で今回再任させていただいたところでございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。

○平良明子 委員 感想ですが、今回、10番目の宮城弘樹さんについて、新しい方で、また大学でも講師をされているということで、年齢もお若いのかなと思います。ご説明にもありましたように、今帰仁村の職員で、埋蔵と考古学の経験がおありとのこと、とても期待しております。確か2年前の委員の議案があった時にもご説明いただき、とても専門的な分野の審議会ですので、なかなか後任を探すことが難しいということも記憶している中で、新しい世代の方が入っているのは、とても喜ばしいことだと思います。この宮城氏の横のつながりからまた新しい方が2年後に入られることを期待したいと思います。ありがとうございます。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。では質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程5議案第15号を終了いたします。続きまして、日程6議案第16号「宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 それでは議案書12頁をお開きください。

議案第16号 宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について

別紙の者を宜野湾市立博物館協議会委員に任命又は委嘱したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成30年5月23日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございますが、宜野湾市立博物館協議会委員の任期満了に伴い、宜野湾市立博物館設置条例第6条第2項及び宜野湾市立博物館協議会規則第3条の規定により、委員を任命又は委嘱する必要があるためでございます。議案書の13頁をお願いします。宜野湾市立博物館協議会委員名簿案でございます。委嘱期間が、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2カ年の任期でございます。博物館協議会委員は、市立博物館設置条例の第6条第3項の規定により、委員定数が10名以内となっております。博物館協議会委員は、条例第6条第2項の規定により、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命又は委嘱する、と規定されておりますので、学校教育関係からお二人、社会教育関係からお二人、家庭教育関係からお一人、学識経験者においては5名の委員を選考し、10名の内、新任が6名、再任が4名となっております。議案の関連資料としまして、博物館協議会委員の新旧対照の名簿を新旧対照表4頁に添付してございますので、併せてご参照頂きたいと思っております。それでは、選考委員について、氏名、所属団体等の名称、専門分野などを名簿順にご説明申し上げます。まず、お一人目の加納 貢様、お二人目の宇江城安朋様のお二人は、選出区分が学校教育関係委員として宜野湾市校務研究会からの推薦委員でございます。次に3人目の前田 真之様は、沖縄県立博物館にて教育普及課長を務めた実績があり、現在は宜野湾市立博物館友の会の会長を務めております。市立博物館では、県立博物館での実務経験を活かした助言や、博物館友の会との連携を重視し、社会教育関係者として推薦をさせていただきました。4人目の伊差川 正美様は、真志喜区自治会の会長を務めておられて、社会教育関係者としての推薦でございます。市立博物館は真志喜区に所在しており、地元地域との協力関係を築く上で貴重な役割を果たしていただきたく、推薦しております。5人目の宮園 峰子様は、宜野湾市婦人連合会副会長を務めておられて、選出区分は家庭教育関係者として推薦しております。6人目の波平 エリ子様は、沖縄女子短期大学にて准教授を務め、民俗学のご専門でございます。選出区分は学識経験者としての再任の推薦でございます。7人目の池田 榮史様は、琉球大学教授で、考古学をご専門とされております。大学では博物館学芸員の養成にもご尽力され、博物館としましては、大学との協力関係を保ちながら、学芸員養成という職員育成の観点からも、池田様を再任の推薦としております。8人目の仲里 健様は、沖縄県立総合教育センターにて主任指導主事として勤務されております。高校教諭を経て、沖縄県立博物館の元学芸員で、地学の学識経験者でございます。県立博物館での経験と専門的な視点から指導、助言を賜りたいと考えております。9人目の麻生 伸一様は、沖縄県立芸術大学で准教授を務め、琉球史の学識経験者でございます。博物館主催の「博物館講座」に

おきましても講演をされた実績がございまして、歴史学の学識経験者の見地から博物館運営の指導、助言を賜りたいと考え、再任の推薦としております。10人目の佐々木 健志様は、琉球大学資料館の学芸員を務めております。過去に『宜野湾市史』自然編の調査、執筆を担当され、市内の自然調査の実績や、博物館におきましても自然教室の講師を務めた実績もございまして。生物学の学識経験者として、博物館運営の指導、助言を賜りたいと考え、再任の推薦としております。以上が、議案第16号「宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について」のご説明になります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。大城委員。

○大城進 委員 新旧対照表4頁の名簿表を見せて頂いていますが、宜野湾市の振興計画で博物館を拠点とした歴史文化の保存・活用の充実が謳われておりますし、今回、小・中学校の校長先生代表も、専門の先生も、県立総合教育センターからも、入っております。そして、提案の通り、新しい風が見受けられますので、全体としては私は評価したいと思います。それを踏まえながら、聞いておきたいのが、その中で再任と、もう一つは重複です。文化財保護審議会委員との重複の方がおられますが、これについては、どのような説明でしょうか。お願いいたします。

○知念春美 教育長 市立博物館学芸係長。

○平敷兼哉 市立博物館学芸係長 質問にお答えします。新旧対照表の方で、再任に波平エリ子先生と池田榮史先生のお二人がおります。先ほどの質問の文化財保護審議会委員にも重複するということですが、まず波平先生につきましては、『宜野湾市史』において民俗編の調査経験や、博物館事業の中でトートナー等の祖先祭祀に関して講演、講座をお願いしたこともありまして、その辺を踏まえて、博物館事業にも今後も色々アドバイス、助言をいただきたい、ということで再任をしています。また池田先生につきましては、考古学の専門というのが重要ではありますが、先ほど部長からお話がありましたとおり、先生は、学芸員の実習生の養成もやっておりますので、博物館としては今後出てくる博物館学芸員有資格者の育成、そのような枠を取り入れたいということもありまして、池田先生の再任をお願いしております。同じ再任ですが、若干の視点の違いがあります。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。平良委員。

○平良明子 委員 博物館協議会委員名簿と、議案資料として添付されておりました宜野湾市立博物館協議会規則も拝見しました。とても分かりやすく書かれており納得いたしました。第6条の費用弁償については、もう少しご説明をお願いいたします。

○知念春美 教育長 市立博物館学芸係長。

○平敷兼哉 市立博物館学芸係長 費用弁償に関しましては、委員10名おりますが、公務で来られる方も役職で来られる方もいますので、校務研の先生方や、新任委員に予定している仲里先生は、仕事の一環として来るかたちになります。そのほかの委員につきましては、こちらから報酬を用意しまして会議が終わったときには費用弁償をお支払いすることになります。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますがご異議ありませんでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市立博物館協議会委員の任命又は委嘱について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程 6 議案第 16 号を終了いたします。お疲れ様でした。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。続きまして、日程 7 議案第 17 号「宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○比嘉透 教育部長 お手元の議案書 14 頁をお開きください。併せて、黄色い表紙の新旧対照表 5 頁もご準備ください。

議案第 17 号 宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について

宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。平成 30 年 5 月 23 日提出。宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美。

提案理由でございますが、宜野湾市教育委員会が管轄する学校給食センター業務の一部を民間委託したことに伴い、宜野湾市教育委員会安全衛生体制を見直し、宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する必要があるためでございます。補足説明いたします。平成 29 年度に、全学校給食センターの調理業務等を民間委託したことに伴い、学校給食センターは職員 50 人以下の事業所となり、安全衛生委員会の設置義務がなくなったことによる改正でございます。なお、臨時職員を含めた 10 人の学校給食センター職員の安全衛生については、総括安全衛生委員会で行ってまいります。それでは、議案書の 15 頁をお開きください。宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則。宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、別冊の新旧対象表にてご説明したいと思います。黄色の表紙になります。新旧対照表 5 頁をご覧ください。新旧対照表は左側が現行で右側が改正案になります。まず、宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の第 8 条の条の削除でございます。次の第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする条の繰上げでございます。次の第 11 条及び第 12 条は、条の削除でございます。次の第 13 条を第 10 条とし、第 14 条から頁をめぐっていただき、第 17 条までを 3 条ずつ繰上げる条の繰上げでございます。第 18 条につきましては、第 1 項第 2 号の安全衛生責任者を削除し第 3 号を第 4 号とし、第 4 号から第 6 号を 1 号ずつ繰上げる号の繰上げとし、第 18 条を第 15 条とする条の繰上げでございます。次の第 19 条は、第 1 項中「2 年」を「1 年」に字句を改め、第 19 条を第 16 条とする条の繰上げでございます。次の第 20 条を第 17 条とし、第 21 条から頁をめぐっていただき第 25 条までを 3 条ずつ繰上げる条の繰上げでございます。次の第 26 条及び第 27 条は、条の削除でございます。次の第 28 条を第 23 条とし、第 29 条から第 30 条を 5 条ずつ繰上げる条の繰上げでございます。最後に「附則」でございますが、水色の議案書の 15 頁に戻っていただきまして、この規則は、公布の日から施行し平成 30 年 6 月 1 日から適用するとしております。以上が議案第 17 号「宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について」の説明になります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いいたします。諸喜田委員。

○諸喜田徹 委員 今回、給食センター業務の一部を民間委託したということで、その安全衛生委員会の設置義務が外れるということですよ。その委託した会社としては、衛生管理者は置いていますか。

○知念春美 教育長 指導部次長。

○崎間賢 指導部次長 今回給食センターが民間委託したことに伴い、学校給食センターの職員が50名以下になったということで、安全衛生委員会の設置義務がなくなりました。諸喜田委員がおっしゃるように、今後は、調理業務を受託しました事業者において、安全衛生委員会が設置されております。

○知念春美 教育長 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより「宜野湾市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。本件は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案の通り承認されました。これにて日程7議案第17号を終了いたします。本日審議いたしました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 以上をもちまして、本委員会に附議されました案件の審議は終了いたしました。本日の会議はこれにて閉会いたします。たいへんお疲れ様でした。